



インド太平洋地域の新たな通商枠組みに おけるデジタル分野のルール形成

株式会社オウルズコンサルティンググループ チーフ通商アナリスト
福山 章子

※月刊アイソス 2023 年 2 月号に寄稿した内容を一部変更して掲載しています

「社会課題解決のためのルール形成最新動向」と題し、本連載では環境や人権といった広範なサステナビリティ関連テーマにおける最新のルール形成の動向について論じる。第 6 回目の本稿では、インド太平洋地域の新たな通商枠組みにおけるデジタル分野のルール形成の動向について解説する。

「インド太平洋」地域で標準化や経済安全保障に重点を置く通商枠組みが始動

昨今、メディアで「インド太平洋」というフレーズを目にする機会が多くなった。2016 年 8 月、ケニアで開催されたアフリカ開発会議(TICAD: Tokyo International Conference on African Development)で安倍晋三首相(当時)が「自由で開かれたインド太平洋戦略(FOIP: Free and Open Indo- Pacific Strategy)外交戦略」を提唱したのが「インド太平洋構想」の発端だ。成長著しいアジアと潜在力の高いアフリカを重要地域と位置づけ、インド洋と太平洋をつないだ地域全体の経済成長を目指す構想だ。

その後、米国のドナルド・トランプ大統領(当時)も、日本の「インド太平洋」構想を受け入れ、国際社会に定着した概念であると言える。インド太平洋地域では昨今、大きく 2 つの通商枠組みが構築されている。日本、米国、豪州、インドの4か国で構成される Quad と、米国のイニシアティブで始動したインド太平洋経済枠組み(IPEF: Indo-Pacific Economic Framework)だ。これらの動きが活発化した背景には、米中間の対立の継続やウクライナ危機など予期しなかった事態が起こり得る「VUCA」の時代になったことが挙げられる。「VUCA」は「Volatility(変動性)」「Uncertainty(不確実性)」「Complexity(複雑性)」「Ambiguity(曖昧性)」の頭文字をとったもので、未来の予測が難しくなる状況のことを示す造語だ。Quad 及び IPEF は、従来の通商枠組みの主目的であった関税の削減やサービス貿易の自由化が含まれていない。それらに代わって不確実性に対応するためのルールが盛り込まれている。デジタル分野にかかるルールがその代表だ。

日米豪印でサイバーセキュリティ等の標準化を推進

Quad は、2007 年に日本の安倍首相(当時)が、権威主義的な動きを強める中国に共同で対処することを念頭に、日本、米国、豪州、インドの 4 か国の戦略対話の必要性を訴えたことに端を発する。自由や民主主義、法の支配といった共通の価値観を持つ 4 か国がインド太平洋地域での協力を確認する場とされた。

インドと豪州が、中国を刺激することを避けたために創設から数年間は活動が停滞していたが、両国と中国との関係が変化したことに伴い、2017 年に Quad は再び動き出した。その後、米国のジョー・バイデン大統領の強い働きかけによって 2021 年 9 月に初の対面での首脳会合が開催された。「重要・振興技術」への対応が Quad の柱のひとつと位置づけられ、次世代情報通信及び人工知能に関する技術標準コンタクトグループの発足にも合意した。Quad は、発足当初は軍事・安全保障面の色合いも濃かったが、最近では経済分野にも重点を置く。

続く 2022 年 5 月には日本で首脳会合が開催された。首脳会合では、政府調達における基本的なソフトウェアセキュリティの基準を 4 か国で整合させることに合意した。中国からのサイバー攻撃に対応し、サイバーレジリエンスを高めることを目的とする。4か国は次のとおりに役割を分担する。豪州:重要インフラの保護、インド:サプライチェーンの回復力とセキュリティ、日本:労働力開発と人材育成の主導、米国:ソフトウェアセキュリティ標準。このほか、新たに立ち上げる国際標準協力ネットワーク(ISCN:International Standards Cooperation Network)を通じた国際標準化における協力の促進についても合意した。

また、首脳会合の共同声明では、国際電気通信連合(ITU:International Telecommunication Union)などの国際標準化機関との連携にも言及されている。ISCN 等の詳細は執筆時点(2022 年 11 月)では確認ができないが、今後、既存の国際標準化の舞台においてもサイバーセキュリティをはじめとする先端技術分野で日米豪印の連携が強化される可能性が高く、企業における国際標準化戦略のなかでも着目すべきだ。



【図表1】Quad（日米豪印による4か国対話）の最近の動き

2022年5月に開催された首脳会合においては、2021年9月の首脳会合よりも、取り組み内容の具体化が進む。進行中のプロジェクトも増加

- 2022年5月24日、ロシアによるウクライナ侵攻が緊迫化するなか、日本でQuad首脳会合を対面で開催
- 2021年9月24日に開催されたQuad初の首脳会合における合意事項からの主な変化は下記のとおり

	2021年9月の共同声明	2022年5月の共同声明
インフラ	● ハイスタンダードなインフラを主導する ● 2015年以来、日米豪印のパートナーは、地域のインフラのために、480億米ドル以上の公的資金を供与した	● 日米豪印は、次の5年間にインド太平洋地域において500億米ドル以上のインフラ支援及び投資を行うことを目指す ● 「クアド債務管理リソースポータル」等を通じて債務問題に対処する必要がある国々の能力強化に取り組む
気候	● 気候変動対策への重大な示唆を有する最新の気候科学に関する知見について、深刻な懸念を共有	● パリ協定を着実に実施し、COP26の成果を実現していく ● 緩和と適応の2つをテーマとする「日米豪印気候変動適応・緩和パッケージ(Q-CHAMP)」を立ち上げる
サイバーセキュリティ	● サイバー脅威に対する重要インフラの強靱性を強化するための新たな取組を開始する ● 日米豪印サイバー上級グループを立ち上げる	● 政府調達における基本的なソフトウェアセキュリティ基準を整合させることにコミット ● 日米豪印サイバーセキュリティ・パートナーシップの下、インド太平洋地域における能力構築プログラムについて協調
重要・振興技術	● 技術の設計、開発、ガバナンス及び利用に関する原則声明を発表する ● 半導体サプライチェーン・イニシアティブを立ち上げる	● 5Gサプライヤー多様化及びOpen RANに関する新たな協力覚書の署名を通じ、相互運用性及び安全性を推進 ● グローバルな半導体サプライチェーンにおいて補完的な強みを一層活用する ● 新たな国際標準協力ネットワーク(ISCN)を通じ、国際標準化の分野で協力を促進する
宇宙	● 衛星データの共有、宇宙の持続可能性のための原則及びルールについて協議を実施	● 「日米豪印衛星データポータル」を提供するとともに、宇宙からの民間地球観測データの共有に努める

出所：外務省を基にオウルズ作成

© 2022. For information, contact Owls Consulting Group, Inc.

米国は、日米豪印でハイテク中国包囲網の形成をはかる

米国は、QuadにおいてOpen RANも推進する。米国はこれまで、輸出管理改革法(ECRA: Export Control Reform Act)などの国内法の強化によって中国ハイテク企業に対する先端技術の輸出を規制し、ハイテク分野における中国企業支配の阻止を企んできた。現在ではQuadの枠組みも活用している。

米国のハイテク分野の危機感のひとつが、次世代通信網である5Gの基地局のベンダーだ。従来の基地局の仕様では、特定のベンダー1社の機器で揃えることが一般的だった。このためベンダーとして1社が参入するとロックインされるという状況が起きていた。2021年時点では、中国のHuaweiとZTEが、携帯電話の基地局のグローバル市場の約54%を占めている¹⁾。

これに対して米国が進めてきたのは、Open RANによって基地局にマルチベンダーが参入できる仕組みの構築だ。RAN内の様々なサブコンポーネント間のプロトコルとインターフェイスを標準化またはオープン化することで単一のベンダーに依存しないモジュラー設計が可能になるとされる。Open RANが実現すれば、基地局において特定企業の寡占を防ぐことができる。

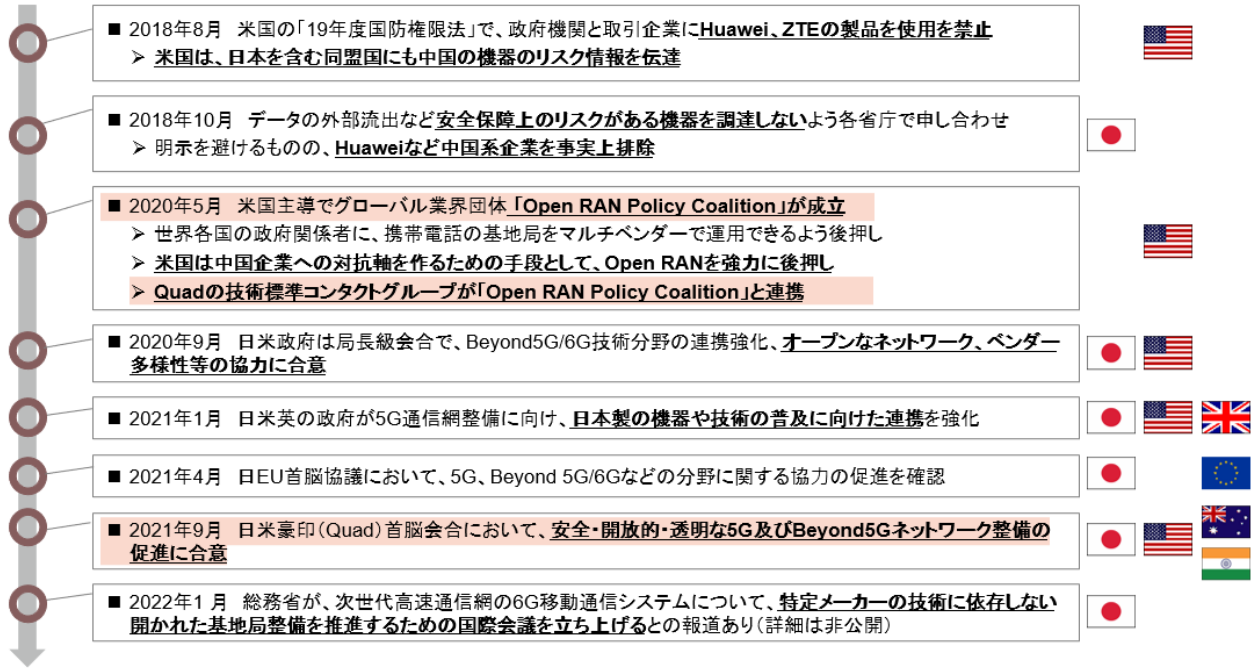
米国でのOpen RANの取り組みはQuad首脳会合以前から進められてきたが、最近ではQuadの動きとの連携がみられる。オープンなインターフェイスの標準化を目指し、米国主導で2020年5月に立ち上がったグローバルな業界団体である「Open RAN Policy Coalition」は、Quadの技術標準コンタクトグループと連携しているとされる。

2022年5月には、Quad参加国の局長級で「5G サプライヤー多様化及びオープン RAN に関する新たな協力覚書」への署名を行った。Open RAN の検証、相互運用性、セキュリティに関する情報共有や試験環境の共有の可能性の検討を行うとされている。米国は、Quad を利用し、Open RAN の推進において日米豪印を自国陣営に取り入れることを企図する。



【図表2】5Gを含む情報通信分野における国内外の主な動き

米国は、欧州や日本とともに、「オープンな基地局」の推進等によって5Gを含む情報通信分野の中国企業への依存を回避しようとしてきた



出所: 各種公開情報を基にオウルズ作成

© 2022. For information, contact Owls Consulting Group, Inc.

IPEF でサプライチェーン強靱化のルール構築を目指す

IPEF は、2021年10月末に東アジア首脳会議(EAS: East Asia Summit)において米国のバイデン大統領がインド太平洋地域の多国間の経済枠組みの構想に言及したことが出発点だ。その後、2022年9月に米国で IPEF 閣僚会合が開催され、正式な交渉開始を宣言した。この時点では、米国、日本、豪州、ニュージーランド、韓国、ASEAN7 各国(インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ)、インド及びフィジーの14 各国が交渉に参加している。IPEF は関税削減を含まない枠組みで、「貿易」「サプライチェーン」「クリーン経済」「公正な経済」の4本柱で構成される。

このうちの「サプライチェーン」では、経済安全保障にかかる新たなルール形成を検討している。具体的には、IPEF 参加国の国家安全保障、国民の健康・安全並びに各国経済の重大又は広範な混乱の防止を通じた経済の強靱性のため、「重要分野」を特定するための基準の策定等を目指す。重要分野に特定された場合は、物的インフラ及びデジタルインフラを改善するための投資の促進及び支援等が行われる。2022年5月に日本で成立した経済安全保障推進法においても、重要物資の安定供給が柱のひとつとされている。法令が指定する「特定重要物資」を生産、輸入または販売する企業等は、供給能力確保・事業継続性確保のための計画やサイバーセキュリティの対応などを国に提出し、認定を取得した場合は、国からの金融支援等の享受が可能になる。

日本の経済安全保障推進法における「特定重要物資」は、2022年11月時点で11分野(半導体、天然ガス、蓄電池、永久磁石、重要鉱物、工作機械・産業用ロボット、航空機部品、クラウド、船舶関連機器、肥料、抗菌性物質製剤)が内閣官房の有識者会議において了承されている。国民の生存に必要不可欠であることや、外部に過度に依存しているといった要件を満たした分野だ。有識者会議では、日本の経済安全保障推進法の制定にあたってIPEFの議論と歩調を合わせるべき旨が指摘されている。重要物資の供給網を検討する際、グローバルなルール動向を見据え、IPEF参加国との連携強化も視野に入れるべきだ。

IPEFで新たなデジタル貿易ルールの形成となるか

IPEFでは「貿易」の柱で議論されるデジタル貿易のルール形成も着目を集める。IPEFの正式な交渉開始前から、米国には、IPEFを活用してインド太平洋地域に米国主導のデジタル貿易ルールを導入する意図があるとされてきた。米国情報技術工業協議会によると、今日のインターネットユーザーの大多数はインド太平洋地域に所在し、2023年までに31億人に増加すると予測される大市場だ。

IPEFの「貿易」では、包摂的なデジタル貿易の推進を掲げ、デジタル経済における信頼及び信用のある環境の構築、オンライン情報へのアクセス及びインターネット利用の促進、デジタル貿易の促進、差別的慣行への対処並びに強靱で安全なデジタル・インフラ及びプラットフォームの推進等を目指す。なかでも特に、国境を越えるデータの信頼のある安全な流通、デジタル経済の包摂的で持続可能な成長、新興技術の責任ある開発及び利用促進の支援に重点を置く。

近年では、世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)の有志国による電子商取引交渉、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)などに代表される経済連携協定、あるいはデジタル経済パートナーシップ協定(DEPA: Digital Economy Partnership Agreement)などの独立したデジタル協定においてデジタル貿易にかかるルールが相次いで導入されてきた(図3参照)。IPEFにおいて実効性を持つデジタル貿易ルールが導入されるか、注目されている。



【図表3】デジタル貿易ルールの概観

現在のデジタル貿易ルールは主に「自由化」「信頼性」「円滑化」に分類される

主なルール	
自由化 	■ データの越境移転を妨げる不当な措置の禁止 ■ データローカライゼーション要求の禁止 ■ 自国外で作製されたデジタル・プロダクトを差別することの禁止 ■ 電子的な送信に対する関税不賦課 ■ ソースコード開示要求の禁止 ■ アルゴリズム開示要求の禁止 ■ インターネットへの接続およびインターネット利用に関する原則
信頼性 	■ 十分な個人情報保護制度の制定 ■ オンライン取引における消費者の保護 ■ 要求されていない商業上のメッセージに対する措置の導入 ■ 迷惑メールの防止 ■ サイバーセキュリティにかかる協力 ■ コンピュータを利用した双方向サービスの提供者や利用者の責任
円滑化 	■ 電子署名や電子認証について、その利用を妨げるような措置の禁止 ■ 通関書類の電子的な提出等の容認 ■ 越境での電子決済を妨げる措置の禁止 ■ 政府公開データへのアクセスおよび利用拡大

出所：JETRO、経済産業省を基に作成

© 2022. For information, contact Owls Consulting Group, Inc.

インド太平洋地域における新たな通商枠組みは、従来の通商協定の主眼であった関税削減やサービス貿易の自由化が含まれていない。その代わりに先端技術分野をはじめとする標準化やデジタル分野のルールが盛り込まれている。事業戦略の策定にあたっては、リスク回避に加え、新たなグローバルのルール動向を活用したビジネスモデルを構築する視点も求められる。

*1: 出所 dealab

著者



株式会社オウルズコンサルティンググループ
チーフ通商アナリスト
福山 章子／Fukuyama, Ayako

経済産業省、デロイトトーマツコンサルティングを経て現職。通関士有資格者。
輸出入通関実務、FTA・EPA ルールの読み解き、国際情勢の分析等、通商・国際分野に幅広く精通。
共著に『稼げる FTA 大全』（日経 BP 社）がある他、日本経済新聞、日経ビジネス、日経産業新聞、世界経済評論、日本商工会議所、日本機械輸出組合等、通商・国際・ルール形成に関する講演や寄稿多数。国際貿易投資研究所 米国研究会委員。

本資料は一般的な情報提供を目的とするものであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。関連する法令等の解釈を行ったものではなく、利用者が本資料を利用したことによる結果について、株式会社オウルズコンサルティンググループは一切の責任を負うものではありません。

また、書面による株式会社オウルズコンサルティンググループの事前承認なしに、第三者への配布・引用・複製を行うことはお断りしております。

株式会社オウルズコンサルティンググループ

〒106-0046 東京都港区元麻布 3-1-6

<https://www.owls-cg.com/>